

特集 21世紀の協同組合運動へ

<資料 I>

I C A 第 30 回 大 会 決 議

「変革期の世界における協同組合の価値」に関する決議

1. I C A 第30回大会は、「変革期の世界における協同組合の価値」に関する報告を受け、これを討議した。大会は、首尾一貫した総合的な報告を著した。S・オーケ・ベーク氏に対して感謝の意を表する。

2. 大会は、また、ベーク氏の報告作成を援助した、諮問委員会の委員に対しても謝意を表する。

3. 1988年ストックホルム大会から始まった、協同組合の価値の見直しの作業は、I C A会員組織から正当な評価を受けた。協同組合指導者や数千の組合員の参加の下に開かれた各国の研究は、協同組合のアンドエンティティの明確化に貢献し、それゆえまた、それ自体が、きわめて有益なものとなつた。

4. 協同組合への自覚的関与は、共有の価値に基づいてこそ実現される。価値についての完全な合意の達成を追求する必要はないが、協同組合の概念の背後に次の3つの核心的な価値があるという一般的な了解が存在する。すなわち、平等と公正、自発性と相互自助、ならびに経済的・社会的進歩である。

5. こうした視野に立って、大会は、協同組合が次の行動を通じて自らの基本的価値を表現すべきである、という点について同意する。

*組合員のニーズに応える経済活動

*参加民主主義

*人的資源の開発

*社会的責任、[環境に対する責任]

(注 [] は大会討議の結果追加)

*全国的・国際的協同

6. 協同組合のアイデンティティを明瞭に画定することの重要性に照らして、大会は、I C A執行委員会が、1966年に改正された現行 I C A 原則の見直し作業を開始し、1994年の地域総会における討議をも踏まえて、1995年総会に対して、何らかの必要な変更のための勧告を提出するよう、勧告する。

7. I C A 内部の部門別の構造を考慮して、専門組織がこの見直しに参加し、さらに、それぞれの専門活動分野における協同組合原則の適用のあり方を反映した、活動指針の発展に貢献すべきである。

8. 大会は、イギリスの協同組合運動から出されている、1995年マンチェスターでの I C A 100周年特別大会開催の招請を受理するとともに、この大会を、21世紀の国際協同組合運動の活動を導く協同組合憲章の採択の機会とすべきであるとの見解を表明する。

環境と持続的発展に関する決議

1. I C A 第30回大会は、「環境と持続的発展」に関する報告を受け、これを討議した。大会は、この問題のいくつかの重要な側面について評価と準備を行なった報告作成者たちに対する感謝の意を表する。

2. 大会は、すべての国の協同組合組織が、その中で自らが活動し、自らの組合員が生きている自然環境に関わる問題に対して優先順位を置くべきことを、改めて確認する。

3. 大会は、また、環境問題と発展の問題を切り離すことは不可能である、という見解を表明する。世界資源の公正な配分は、有効な環境行動計画の導入の前提だからである。

4. 事業活動と社会的責任の双方において協同組合が共有する基本的価値に照らして、この【環境と持続的発展に関わる】分野で自覚的に行動することは、協同組合の当然の義務である。

5. 従って、民主主義的な、組合員所有の協同組合組織を振興するために、協同組合運動同士の間の援助計画を拡大すべきである。

6. 同様に、協同組合組織は、自分たち自身の環境行動計画を開始し、強化すべきである。この行動の目標は、組合員を教育し、自らの事業活動を通じて持続的発展を促進し、さらに政府当局の政策に影響を与えることである。

7. 食糧生産は持続的発展の鍵となる要素であり、協同組合は、自然環境を守るようなやり方で活動する農業協同組合や漁業協同組合を強化するための取り組みを、決定的に強めなければならない。

8. 多くの国の消費者協同組合が、高い環境基準

の設定において指導的役割を果たしている。この貢献を承認し、促進すべきである。

9. 大会は、会員組織、専門委員会が I C A 地域組織と同様に、1995年のマンチェスター全体総会において報告される協同組合アジェンダ21の作成に向けて、各々の行動計画を策定することを勧告する。

(注 この項は、大会当日追加)

10. 國際協同組合同盟は、環境と開発の問題に関する情報センターとしての自らの役割を強化し、会員組織間における情報と専門的知識の双方の共有を促進すべきである。

11. 各国協同組合組織と開発団体は、持続的発展に対する関与を深く検討し、自分たち自身の特別の環境・開発基金と、この目的のための計画を確立すべきである。

12. I C A は、会員組織と連携して活動を拡大するため、現在の開発基金に代る独自の持続的開発のための特別基金の創設を進めるべきである。

特集 21世紀の協同組合運動へ

<資料II>

原則・宣言案に対する

日本労働者協同組合連合会からの提案

於・ICAアジア・太平洋地域総会 (1995年1月4日)

最初に、ICA本部およびアジア・太平洋地域の協同組合の仲間のみなさんに、心からの連帯を表明します。世界、とりわけアジア・太平洋地域における協同組合運動の連帯が、今日ますます重要になっています。人々の未来にとって、多国籍企業支配を克服して、民衆が主体となった経済の確立を図ることが、不可欠となっているからです。

こうした中で、私たちは、ICA協同組合原則の改定と「21世紀の協同組合運動のための宣言」の討議に、重大な関心を寄せてきました。

簡潔にして要を得た原則案と、格調高い宣言案がまとめられつつあることは、私たちにとって何よりも喜びです。マクファーソン教授をはじめ、関係者のご努力に心から感謝申し上げます。

ここでは、新原則と宣言をさらに充実させる立場から、日本の労働者協同組合を代表して、報告と提案をさせていただきます。

日本における

「新しい協同組合」の動向

昨年11月末に、私たちは「人と地域に役立つ、新しい働き方と協同の仕事おこし」をテーマに、「いま『協同』を問う94年全国集会」を成功させました。

大量失業と雇用不安が日本社会を覆う一方、官僚主義と官僚主義の下で、真に人々が必要とする仕事が行なわれずに放置されています。他面、そうした状況の中で、「新しい協同組合」による地域づくり・仕事おこしの運動が大きく広がり始めています。集会は、そうした草の根からの運動が一堂に会して、交流し、新たな発展方向を明確にするものでした。とりわけ、地方自治や公共セクターと協同の現代的な関係が深められました。

集会に結集した「新しい協同組合」は、例えば

次のようなものです。

——都市の人々と結んで「生命力ある農産物」や安全で質の高い食品を生産し供給する協同組合

——大企業や中央政府に依存せず、人々が主体となって、地域経済とコミュニティづくりをすすめる協同組合

——環境を守る製品、技術、社会システムをつくり、保全する協同組合

——高齢者が主人公となって仕事をおこし、生活を支え合い、福祉を高める「高齢者協同組合」

——女性たちが企業をおこし、コミュニティに役立つ仕事を進める協同組合

——教育に対する官僚統制と管理主義の強化に対して、子どもたちの自主性を活かし、人間発達を進める「教育協同組合」

——創造者と観賞者が結んで、文化の担い手の生活を守り、よい文化をつくりだす協同組合。

大量生産・大量消費・大量廃棄の資本主義的生産様式は、人類の生存を危機に陥れるとともに、人々に働く機会を満足に保障できなくなっています。「新しい協同組合」は、まさにそのような現行の生産様式に対する、実践的な対案として提示されています。そこにはまた、中央集権国家の官僚的統治を克服する方向が示唆されています。

集会を通じて、「新しい協同組合」の事業と運動の共通性と時代的な普遍性が強く自覚されるに至りました。さらに、新たな法人格や政策的位置づけの要求が高まり、21世紀に向かう新しい協同組合の大連合への機運を高めました。この運動は、日本の経済・社会を裾野から変革していく重要な勢力として成長していくことであらましょう。

原則・宣言の補強提案

次に、原則・宣言案に対する補強意見を述べさ

せていただきます。

1. 「よい仕事」の明確化

第1に、協同組合の事業の基本性格を、「よい仕事」として明確にすることです。この点で、新原則案に「サービスの重視」が掲げられたことを歓迎します。この原則を確実に加えていただきたい。同時に、これを端的に「よい仕事」として銘記したほうが良いのではないかと考えます。

それは、今日、協同組合に求められる事業が、組合員へのサービスにとどまらず、大量生産・大量消費・大量廃棄の現行の生産様式や生活様式を変革し、新たな生産・生活様式を創造するという、大きな使命を求められていると考えるからです。

協同組合セクター総体の連携で、働きがいある仕事、豊かな生活の質、人間的な地域づくりを一体として追求するとき、協同組合は新たな共感と支持を集めて大きく発展していくであります。

2. 企業と市場の民主主義的変革

第2に、協同組合が個々の経営内部の努力にとどまらず、企業と市場の民主主義的変革をめざすことを銘記すべきではないか、という点です。

利潤第一主義の企業のあり方は、失業問題や環境問題を生み出し、社会の存立を脅かすまでになっています。21世紀の企業が、何よりも、就労機会の創造や労働の人間化、製品・サービスの質、環境やコミュニティへの責任によって評価されるようにならなければならぬことは明白です。

協同組合は未来の企業のあり方を、自らいち早く創り出し、私企業、公共部門にも影響を与えることを目標とすべきであると考えます。

また、協同組合は、生産者と消費者、市民の相互の結びつきを促進することを通じて、安全で質の高い生産物やサービスの確保と就労機会の創出、労働に対する公正な社会的基準の確立を進めることができるし、進めなければなりません。それは公正な国際経済秩序の土台ともなりうるでしょう。

「民主主義的に制御された市場の創造」を協同組合運動の重要な課題として銘記すべきだと考える理由です。

3. 協同に対する社会的支援システムの追求

第3に、協同組合の公共性を高めて、協同活動に対する社会的支援のシステムをめざすという課題についてです。

協同組合は、今日、地域から人々が仕事をおこし、コミュニティを形成するという、重要な公共的役割を担っています。新原則では、政府等からの「自律」が提起されています。私たちはこれを支持するとともに、協同組合の立場からより積極的に政府の政策や法制の民主主義的発展を追求すべきではないかと考えます。

法制的には、協同組合の法人格を拡張して、人々が協同組合をより自由に設立し、要求を自発的に解決できる道を開くことです。政策的には、就労機会の確保や福祉・環境保全事業などの公共的課題をよりよく実現するために、税制的優遇や公共事業の発注、公的支援など、政府の協同組合振興政策が不可欠になっています。さらに協同組合政策だけでなく、労働者・勤労人民と幅広く連帯して、経済民主主義、財政民主主義の発展のために運動を強めるべきであると考えます。

こうした法制と政策の世界的な前進のために、ICAが調査・情報活動と連帯行動を展開していただくようお願いします。

4. 人類の存続のための国際連帯を

最後に、人類の存続のための国際連帯の課題を、原則においても宣言においても明瞭にすべきではないか、という点です。

地球環境問題は言うまでもなく、多国籍企業の支配の強化、労働と資源の搾取、貧富の差の拡大、戦争と暴力の継続など、人類存続の危機が進行しています。

この危機を生み出している現代世界の諸問題の解決にどれだけ貢献しうるか——協同組合の存在意義は、この点にかかっています。

協同組合はその固有の事業と運動を通じて、また民主主義的な主体の形成を通じて、人類の存続と発展を追求する存在であることを銘記していただくよう訴えて、日本の労働者協同組合からの提案とさせていただきます。